

## 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A（第3版）

東日本大震災の影響を受け事業の継続が困難な状態となったり、著しく制限される状況に陥るなど、また、被災地以外に所在する事業所でも交通網の断絶から原材料、製品等の流通に支障が生じるなどの被害が発生しています。

このため、賃金や雇用等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項を定めた労働基準法についてのQ&Aがあります。ご活用ください。

### 《守らなければならない事項》

- 1 地震に伴う休業に関する取扱いについて
- 2 派遣労働者の雇用管理について
- 3 震災に伴う解雇について
- 4 採用内定者への対応について
- 5 労働基準法第24条（賃金の支払）について
- 6 労働基準法第25条（非常時払）について
- 7 労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間制）について
- 8 労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について
- 9 労働基準法第36条（時間外・休日労働協定）について
- 10 労働基準法第39条（年次有給休暇）について
- 11 その他

以上の事項につきまして、詳しい内容を知りたい方は、下記URLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r9852000001amdb.pdf>

お問い合わせは秋田労働局 監督課 018-862-6682